

夏期臨時地域児童育成会の申請についての Q&A

Q1 夏期臨時地域児童育成会に申請したい場合は、どうすればよいですか。

A1 通年申請の申請書類一式と併せて、「夏期臨時地域児童育成会変更利用申請書」(以下、変更利用申請書という。)を提出してください。

Q2 夏期臨時地域児童育成会の方のみの申請はできますか。

A2 変更利用申請書に、「令和8年度入所申請について、通年入所が内定、待機いずれの場合であっても、夏季休業期間中のみの入所に変更申請します。」という選択肢がありますので、そちらにチェックを入れて通年申請の申請書類一式と併せて提出してください。

※夏期臨時地域児童育成会の方のみの希望であっても、通年申請の申請書類一式が必要となります。

Q3 通年申請で待機になった場合のみ、夏期臨時地域児童育成会に入所したいのですが、どうすればよいですか。

A3 変更利用申請書に、「令和8年度入所申請について、待機となる場合は、夏季休業期間中のみの入所に変更申請します。」という選択肢がありますので、そちらにチェックを入れて通年申請の申請書類一式と併せて提出してください。

Q4 夏期臨時地域児童育成会に入所することになった場合は、通年申請の取扱いはどうなりますか。

A4 夏期臨時地域児童育成会に入所が決定した場合は、通年申請の入所、待機については辞退となります。

Q5 通年申請の待機を持ったまま、夏期臨時地域児童育成会に申請できますか。

A5 できません。夏期臨時地域児童育成会に入所が決定した場合は、通年申請の入所、待機については辞退となります。

Q6 変更利用申請書の、「令和8年度入所申請について、通年入所が内定、待機いずれの場合であっても、夏季休業期間中のみの入所に変更申請します。」にチェックを入れ、結果的に夏期臨時地域児童育成会に入所決定した場合、夏休みまでの期間は通年の放課後児童クラブに通うことができますか。

A6 できません。夏期臨時地域児童育成会に入所が決定した時点で通年入所は辞退となります。

Q7 早期一次申請で変更利用申請書の、「令和8年度入所申請について、待機となる場合は、夏季休業期間中のみの入所に変更申請します。」にチェックを入れて提出しました。早期一次申請の結果、通年は待機となってしまった際に、早期二次申請で他の放課後児童クラブに申請できますか。

A7 可能です。

Q8 早期一次申請で変更利用申請書を提出し、待機となりました。早期二次申請で他の放課後児童クラブに申請する際、変更利用申請書は、再度提出は必要ですか。

A8 早期一次申請で変更利用申請書を提出された場合は、同じ内容を早期二次申請にも適用しますので、再度提出は不要です。

Q9 早期申請期間中に、変更利用申請書を提出しませんでした。待機となったため、後から変更利用申請書のみを提出して夏期臨時地域児童育成会を利用することは可能でしょうか。

A9 早期申請期間中に変更利用申請書を提出いただいた方が、夏期臨時地域児童育成会にご入所いただいたうえで定員に空きがある場合は、提出が可能です。
空き状況については、3月9日(月)以降にアフタースクール課へお問い合わせください。

Q10 早期一次申請で変更利用申請書を提出していませんが、早期二次申請で変更利用申請書を併せて提出できますか。

A10 できません。Q9 に記載の対応となります。

Q11 夏期臨時地域児童育成会の入所決定はいつ頃わかりますか。

A11 3月上旬に郵送にて通知させていただく予定です。

Q12 変更利用申請書を提出していましたが、家庭の事情が変わったので取り消しできますか。

A12 原則取り下げることにはできませんが、状況に応じて検討しますので、2月末までにアフタースクール課へご相談ください。

Q13 夏期臨時地域児童育成会終了後、再度放課後児童クラブの利用を希望する場合はどうしたらいいですか。

A13 お手数ですが、通年申請の申請書類一式を再度ご準備いただき、申請してください。